

令和5年 第8回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和5年8月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第8回会議議事録

- 1 開催日時 令和5年8月10日 午後1時00分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
 - 3 出席委員 16名
1番委員 榑 洸 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 片 野 羊 二 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
10番委員 阿 部 均 司 13番委員 阿 部 敏 男 14番委員 原 澤 幸 好
15番委員 原 澤 章 16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子
18番委員 戸 澤 奈実恵
 - 4 欠席委員 3名
11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明 19番委員 中 島 工 リ
 - 5 議事録署名委員
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 伊 平 憲 幸 書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
 - 協議事項・報告事項
(1)制限除外の農地等異動通知書について
(2)農地売買あっせん申出書について
 - その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に16番田村隆司委員・17番高橋品子委員を指名し議事に入る。

 続きまして、4、議事に入ります。

 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一

括で説明がございします。よろしくお願いいたします。

事務局

1 ページをお開きください。
議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件、2件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明がございました。ありがとうございました。
議案第31号の1番について、関係する委員がおられますので退席をお願い
したく思っております。
1番につきまして、現地確認をいただいております方より、現地の調査報告
をお願いいたします。

17番委員

17番、〇〇地区担当の高橋です。
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。
8月5日、現地調査を林功委員さんと一緒に行っていただいて調査を行いました。
申請地の一つは、〇〇より東へおよそ150mくらいのところですが。現在は
枝豆が栽培されております。2つ目の申請地は、〇〇さんのご自宅に隣接した
田んぼで、今も田んぼとして稲が植わっております。
譲渡人が〇〇さんが高齢のため、譲受人、〇〇さんが耕作したいということ
であります。
農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、
実行は確実と思われます。
年間従事日数は150日で、お米を栽培するには十分な日数と思われます。
周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無はありません。
その他に懸案事項は特にございませんので、よろしくご審議をいただけます
ようお願いいたします。

議長

高橋委員、ありがとうございました。
ただいまの調査報告を受けまして、皆様、ご質疑ございましたらお願いいた
します。
（「なし」の声）
なしというお声をいただきました。
議案第31号の1の案件は許可とよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、異議なければ許可といたします。
すみません、関係者を元に戻していただき。よろしいですか。
続きまして、議案31号の2、農地法第3条の規定による許可申請について、
担当地区委員さんの調査報告をお願いいたします。

14番委員

14番、〇〇地区担当の原澤です。

農地法第3条による申請事案の現地調査をしてまいりました。

7月31日に現地、持ち主の〇〇さんとお話しして、今年の初め頃から〇〇さんが果樹のあれを植えてあったり、野菜なんかは、現実今植えている状態です。管理している状態です。〇〇さんが一生懸命やりたいということで、〇〇さんとか〇〇さんというようなところで土地を提供したと、こういうあれになっています。取りあえず管理しているようなんだけど、この間行ったでは草ぼうぼうぐらいの感じなんだけれども、春先は結構つくっていたんですよ。けど、今はこんな状態です。でもこれからもうやりたいということで、私は荒れているよりいいかなと思って見てまいりました。

こういうような結果なんですけれども、皆さんのほうの審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長

原澤さん、ありがとうございました。

これにつまして、皆様のほうからのご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声)

許可することでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

ご異議ありませんので、議案31号の2の案件は許可といたします。

続きまして、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

失礼します。そうしましたら、説明いたします。

3ページをお開きください。

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件 1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局よりただいま説明がございました。

この調査報告を地元の委員さんをお願いしたく思います。

5番委員

よろしくをお願いいたします。5番、〇〇担当、片野羊二です。よろしくお願いいたします。

農地法第4条による申込み、調査結果について報告いたします。

申請地は〇〇より東側約1.5kmのところですよ。8月6日、現地調査を行い、6日、申込者の代理人であるお母さんの〇〇さんに確認を取りました。転用目的については、申込書、見積り、各種資金を確認、許可をなるべく早くしてほしいという実行で行われました。

面積については、周囲の利用、問題はありません。周囲の農地、農地はほとんどないんですけれども、関係ありませんのでご承知おきください。贈与による転用によってできる付近の農地、作物の防除措置についても、想定される被害等はありませんので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。片野委員、ありがとうございました。 これにつきまして、皆さんのほうからご質疑ございませんか。 なければ、議案第32号、この案件は許可としてよろしいでしょうか。 （「はい」の声） 許可相当といたします。 続きまして、議案33号 農地法第5条の1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	5ページをお開きください。 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件、2件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま事務局より説明がございました。 地元調査委員の調査結果をここで報告願いたいと思います。よろしくお願いいたします。
6 番 委 員	6番、青柳です。 農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は、〇〇を〇〇方面に向かっていきますと〇〇がございます。その〇〇から約600mのところに貸付人の住宅があって、住宅の周りの畑でございます。 現在は休耕中で、雑草なり竹に浸食されているような農地でございました。 借受人の〇〇の話を聞きまして、2026年に高圧線の鉄塔を建てたいという予定がございまして、そのための地質調査をする用地として一時転用したいということでございます。 その地質調査をするために、工事用用地として一部、これも一時転用でございますけれども、下の土地は土です。いじらないでモノレールを設置して、工事用の機具等を運搬したいということです。モノレールというのは、ミカン畑で使うような農業用のモノレールを設置したいということでございます。 申請書、見積り、設計、資金関係、その他、復元計画書等も整っておりまして、申請面積の妥当性についても、周辺の状況からも適当と思われます。 周辺農地への影響もないと思われました。同様に、転用することによって周りの農地に被害等が及ぶ関係につきましても、想定される被害等はないと思われれます。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	青柳委員、ありがとうございました。 ただいまご説明いただきました。 〇〇ということで公共性も加味しながら、一時転用ということでございますが、これにつきまして、皆様のほうからご質疑ございましたらお願いいたしま

す。

（「なし」の声）

ないようですので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

では、許可相当といたします。

続きまして、番号２番の案件について、担当地区の調査報告をお願いいたします。

７番委員

７番、〇〇地区担当の鈴木でございます。

農地法第５条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇東へ約２５０ｍぐらいの所です。８月５日、現地調査を行い、その日に譲渡人の〇〇氏、また譲受人の〇〇氏に会い、話を伺いました。

〇〇氏によりますと駐車場が狭いので、駐車場に使いたいということでございます。

また、各種書類等もそろっており、同様に転用することによって生じる付近の農地、作物の被害、防除措置について想定される被害等もないと思います。その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

議 長

鈴木委員、ありがとうございました。

ただいまの調査報告を受けまして、皆様方からのご意見、ご質疑あればお願いいたします。

ないようですので、この案件を許可してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議案第３３号、２番の案件は許可相当といたします。

続いて、議案３４号 農地利用集積計画（一括方式）について、事務局より説明がでございます。

事務局

７ページをお開きください。

議案第３４号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、１件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑の使用貸借の通年４，０２８㎡、利用権存続期間は１０年４，０２８㎡、合計４，０２８㎡です。

貸手は３戸、借手は１戸でございます。

９ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。皆様からのご意見、ご質疑ございますでしょうか。

決定の意見を求めるということでございますので。

なければ、承認していただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、議案第34号は承認といたします。

大きな5番に移りたいと思います。

協議事項・報告事項。

制限除外の農地等異動通知書について、事務局より説明がございます。

事務局

10ページをお開きください。

協議事項・報告事項(1) 制限除外の農地等異動通知書について。

農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

説明、ありがとうございました。

皆さんのほうからのご意見、ご質問を承りたいと思いますが、これについては、何かあれかな。承認という形か、それとも、公共的なものだからこれは通してくださいという指導か。

事務局

届出なんで。

議長

届出ね。

事務局

先ほどのたまたま今回続いているんで。〇〇のボーリング調査については、事業として確定していない。要は掘って地盤が駄目だったら鉄塔が建たないんで、それで一時転用なんです。転用許可が必要なんです。ただ公共性が高いよ、これでこの後の段で建つ段階だと公共性が高い、送電特例法というか、携帯基地局もそうなんですけれども、確実に建つという話であれば、制限除外ということで農地転用を不要として届出計画書の届出だけをなささいということなんで。承認していただくということでよろしいかと思うんですが。

議長

はい。皆さんからのご意見、ご質問賜りたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声)

なければ、今事務局がおっしゃったように承認という形を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 農用地の売買あっせんについて、事務局より説明がございます。

事務局

11ページをお開きください。

協議事項・報告事項(2) 農地売買あっせん申出書について。

次のとおり提出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議 長	ただいま事務局より説明がございました。 ちょっと私が勉強不足であれでしたが、さっき言われた農地適用何だっけ、そういう項目、法令の中で今回のこれは動いているということであり、今言われたように農業委員会で誰かを指名しなさいというような項目ですか。その辺のところをちょっと説明いただければ。
事務局	本来ですと、受け手となる方の名簿があるんですけども、みなかみ町でそれがないため、地区の委員さんにご協力いただいて、農業委員さんと推進委員さんと事務局のほうで連携を取りながら、耕作していただける方を見つけていきたいということで、みなかみ町農地移動適正化あっせん基準というものがありまして、それに基づいての届けとなります。 以上、よろしくお願いします。
議 長	続けて、分からないので質問したんだけど、何といひかな、中間管理機構があるでしょう、中間管理法があって、そっちのほうで動くのか。それとも従来どおり、それはあっせんとか何か調停やるとか、そういうのが農業委員の仕事であったと思いますが、それもありながら中間管理機構でもなくて、こちらに来たものはそちらに相談することなく、やっぱり受けたほうがいいのかということですか。
事務局	基本、やはりその前に例えば隣接、中間管理に上げちゃうと、いきなり誰々募集みたいになっちゃいますから、現状の様子を委員さんに聞いてもらって、まずは隣接する人とか、やる気のあるその地区の人を優先的に考慮で、変な話ですが、出来レースじゃないんですけども、中間管理に保証してもらう必要があれば、中間管理に出して集積として上げる必要がある。それは農業委員会の言っている最適化活動につながる話ですから、集積のほうを。
議 長	集積の。
事務局	ですから、それ以前に誰でもという話じゃなくて、地区の委員さんに声をかけていただいて、地区で適正な人がいればその人を下話しておいて中間で保証させることも一つはあるのかなというふうな、流れとしてはそういうことです。 そのあっせん基準みたいなのは、順番で、まずは地区の人に声をかけてみようよというのがあっせん基準みたいなイメージでよろしいかと思います。より丁寧に携わったほうが、周辺の人にはやる気がある人がいると、まずその人に優先的に声がけさせていただいてという行為をしてからということなんじゃないか。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 ただいまの説明も踏まえて、では、農業委員会がこの人を指名するとかそういうことではなく、地元を優先でその人をお願いするという格好でよろしいんですか。
事務局	はい。

議 長	そうすれば、もう一度お名前を言って、皆さんに。俺も書き忘れてしまったら、地元といってもどなたとどなた、推進委員も1人いたね。
事務局	はい。〇〇地区の委員さんで、農業委員さんが林功委員。
議 長	林さんね。
事務局	はい、と高橋品子委員。農地利用最適化推進委員さんとして、高橋茂夫委員と高橋一弘委員の4名に。
議 長	4名で。
事務局	はい。ご協力をいただければと考えております。
議 長	ただいまの説明でそういうことでございまして、皆さんにお骨折りをいただくということでございますが、これについて皆さんのほうからご質疑ございませんでしょうか。
16番委員	希望価格とかはあるんですか。
事務局	その辺も踏まえて、今回4名の方にご協力いただくのでよろしいかということをお諮りさせていただいて、そこで承認いただければ、今後そういった具体的な金額ですとか相手方の希望ですとかのお話もさせていただければと思いますので、現段階ではまだそこまでのところまでは至っておりません。
議 長	では、今の方向で、先ほど名前を挙げた方たちをお願いする格好で、皆様いかがでしょうか。 (「はい」の声) そうすれば、この案件につきまして承認という形でよろしいですか。 (「はい」の声) 大きな6番、その他に移りたいと思います。 皆さん方のほうから何かございますでしょうか。 ご意見がある場合には、挙手をお願いしてお話しいただければと思いますが、事務局、何かご用意ございますでしょうか。
事務局	特にございません。
議 長	以上で議事、報告事項の全てを終了したいと思います。 ありがとうございました。
閉 会	みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後1時40分〕